

## 標準市議会委員会条例の一部改正関係

## 【分類】

- オンライン化・デジタル化の対象となる手続きに係る改正（オンライン委員会関係は除く）
- オンライン委員会に係る改正
- その他の改正

※網掛け部分は、今回の改正とは関係のない箇所だが、標準と異なっている字句

※標準市議会委員会条例の改正箇所のうち、船橋市議会委員会条例において対応済のものについては、下線部分に着色をしていないか、または掲載を省略している

※大書きの「つ」の使用及び小見出しの「()」の引用は、対応済として扱っている

標準市議会委員会条例一部改正 新	標準市議会委員会条例一部改正 旧	船橋市議会委員会条例 現
(委員会の開会方法の特例)	(新設)	
<u>第十五条の二</u> 委員長は、大規模な災害等の発生等又は重大な感染症のまん延により委員が委員会の開会場所に参集することが困難と認めるとときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で委員会を開くことができる。ただし、第二十条((秘密会))第一項の秘密会は、この限りでない。	(新設)	
2 前項の規定により開く委員会において、オンラインによる方法で出席を希望する委員は、あらかじめ委員長に届け出なければならない。		
3 前項の規定による届出をして、委員会に出席する委員は、この条例の規定の適用に		

<p>ついては、当該委員会に出席 しているものとみなす。</p>		
<p>④ オンラインによる方法で の委員会の開会方法その他 必要な事項は、議長が別に定 める。</p>		
<p>【第十五条の二参考】 (オンライン 委員会の対象に育児等を 加える場合の参考)</p>	(新設)	
<p>(委員会の開会方法の特例)</p>	(新設)	
<p><b>第十五条の二 委員長は、委員 について、次に掲げる場合に 該当すると認めるときは、映 像と音声の送受信により相 手の状態を相互に認識しな がら通話をすることができ る方法（以下この条において 「オンラインによる方法」と いう。）によって、委員会を 開会することができる。ただし、第二十条（（秘密会））第 一項の秘密会は、この限りで ない。</b></p> <p><b>二 大規模な災害の発生、感 染症のまん延その他の委 員個人の責に帰すること ができない事由により委 員会を招集しようとする 場所に参集することが困 難である場合</b></p> <p><b>二 育児、介護その他のやむ を得ない事由により委員 会を招集しようとする場 所に参集することが困難 である場合</b></p>	(新設)	
<p>2 前項の規定により委員会 が開会される場合において、 オンラインによる方法で出 席を希望する委員は、あらか</p>		

じめ委員長の許可を得なければならぬ。		
3 第一項の規定により開会された委員会に、オンラインによる方法で出席する委員は、この条例の規定の適用について、当該委員会に出席しているものとみなす。		
4 オンラインによる方法での委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。		
(出席説明の要求)	(出席説明の要求)	(出席説明の要求)
第二十一条 委員会は、審査又は調査のため、市長、教育委員会の教育長、選挙管理委員会の委員長、公平委員会の委員長、農業委員会の会長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は嘱託を受けた者に対し、説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない。	第二十一条 委員会は、審査又は調査のため、市長、教育委員会の教育長、選挙管理委員会の委員長、公平委員会の委員長、農業委員会の会長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は嘱託を受けた者に対し、説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない。	第19条 委員会は、審査又は調査のため市長、教育委員会の教育長、選挙管理委員会の委員長、公平委員会の委員長、農業委員会の会長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は嘱託を受けた者に対し、説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない。
2 前項の規定により出席を求められた者がオンラインによる方法で説明するときは、議長を経て、委員会にその旨を申し出なければならない。	(新設)	
(意見を述べようとする者の申出)	(意見を述べようとする者の申出)	(意見を述べようとする者の申出)
第二十四条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、その委員会に申し出なければならない。	第二十四条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、その委員会に申し出なければならない。	第22条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、その委員会に申し出なければならない。

<b>2</b> 前項の規定にかかわらず、 前項の規定による申出は、委 員長が定めるところにより、 委員長が定める電子情報処 理組織（委員会又は委員長の 使用に係る電子計算機（出入 力装置を含む。以下この項に おいて同じ。）とその通知の 相手方の使用に係る電子計 算機とを電気通信回線で接 続した電子情報処理組織を いう。第二十八条において同 じ。）を使用する方法により 行うことができる。	(新設)	
(公述人の決定)	(公述人の決定)	(公述人の決定)
<b>第二十五条</b> 公聴会において意見を聽こうとする利害関係者及び学識経験者等（以下「公述人」という。）は、 <u>前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の中から、委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。</u>	<b>第二十五条</b> 公聴会において意見を聞こうとする利害関係者及び学識経験者等（以下「公述人」という。）は、 <u>あらかじめ文書で申し出た者及びその他の者の中から、委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。</u>	<b>第23条</b> 公聴会において意見を聽こうとする利害関係者及び学識経験者等（以下「公述人」という。）は、 <u>あらかじめ文書で申し出た者及びその他の者の中から、委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。</u>
2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならぬ。	2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方にかたよらないように公述人を選ばなければならない。	2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。
<b>3</b> 公述人は、オンラインによ る方法により公聴会で意見 を述べることができる。	(新設)	
(代理人又は <u>文書等</u> による意 見の陳述)	(代理人又は <u>文書</u> による意 見の陳述)	(代理人又は <u>文書</u> による意 見の陳述)
<b>第二十八条</b> 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は <u>文書</u> 若しくは電子情報処理組織を使用する方法により意見	<b>第二十八条</b> 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は <u>文書</u> で意見を提示することができない。ただし、委員会が特	<b>第26条</b> 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は <u>文書</u> で意見を提示することができない。ただし、委員会が特

を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。	に許可した場合は、この限りでない。	に許可した場合は、この限りでない。
(参考人)	(参考人)	(参考人)
<b>第二十九条</b> 委員会が、参考人の出席を求めるには、議長を経なければならぬ。	<b>第二十九条</b> 委員会が、参考人の出席を求めるには、議長を経なければならぬ。	<b>第27条</b> 委員会が、参考人の出頭を求めるには、議長を経なければならぬ。
2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。	2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聞こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。	2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。
3 参考人は、オンラインによる方法により委員会で意見を述べることができる。	(新設)	
4 参考人については、第二十六条((公述人の発言))、第二十七条((委員と公述人の質疑))及び第二十八条((代理人又は文書等による意見の陳述))の規定を準用する。	3 参考人については、第二十六条((公述人の発言))、第二十七条((委員と公述人の質疑))及び第二十八条((代理人又は文書による意見の陳述))の規定を準用する。	3 参考人については、前3条の規定を準用する。
(記録)	(記録)	(記録)
<b>第三十条</b> 委員長は、職員をして会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、これに署名又は押印しなければならない。	<b>第三十条</b> 委員長は、職員をして会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、これに署名又は押印しなければならない。	<b>第28条</b> 委員長は、書記をして会議の概要、出席委員の氏名その他必要な事項を記載した記録を作成させ、これに署名し、又は押印しなければならない。
(削る)	2 前項の記録は、電磁的記録によることができる。この場合における同項の署名又は押印については、法第二百二十三条第三項の規定を準用する。	(対応する規定なし)
2 前項の記録は、議長が保管する。	3 前二項の記録は、議長が保管する。	2 前項の記録は、議長が保管する。
3 第一項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が定めるところ	(新設)	

<p>により、当該記録に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。この場合において、同項の規定による署名又は押印については、同項の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもつて代えることができる。</p>		
---	--	--